

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの際の履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

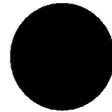
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

子葉 達也



整理番号				
------	--	--	--	--

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	〇6年 〇7月 〇31日	支出額	百万 千 円 〇 29040
-------	--------------	-----	----------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所駐車場代(06年8月~10月分) $12,100円 \times 3か月 \times 8/10 = 29,040円$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	--

領収書等貼

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			***
取扱店	お取引日	時刻	
50641	06-07-31	14:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	印
円	円	円	円

※領収書(別)

に用すること。

お振込明細またはご案内	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フォンカエステート(カ様)
お受取人	アサイアキラ セイムカット ウツムヨ様
ご依頼人	電話番号 048-962-5777 取扱番号 310015

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 24 - 7

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
50641	06-08-27	15:02
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		硬貨
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
フソカ Interstate (カ様)
アライアキラ セイムカット ウツムツヨ様
ご依頼人
電話番号 048-962-5777
取扱番号 270001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

整理番号 24 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50641	06-09-30	16:52
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 ブソカイステート(カ様)	
	アライアキラ セイムカット ウツムツヨ様	
ご依頼人	電話番号 048-962-5777	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	取扱番号 300018	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 [] 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各者通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲)

住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
文化エステート株式会社
氏名 代表取締役 中山 寧子
電話 048-985-6134

借主 (乙)

住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
氏名 浅井 明
電話 048-962-5227

整理番号 58

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>6年 8月 30日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>56997</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	--

<p>使 途</p>	<p style="font-size: 1.2em;">駐車場賃貸料 3ヵ月 (7/31・8/30・9/30)</p> <p style="font-size: 0.8em;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---

<p>領収書等貼付欄 (株)松城不動産</p>			
<p>横川雅也 (21,000+110) × 3ヵ月 × 9/10 = 56,997</p> <p style="font-size: 0.8em;">手数料 63,330</p>			
8	06-07-31	送金	*21,000 ATM カ)マツホリフ
9	06-07-31	手数料	*110
10			
11			
12	06-08-30	送金	*21,000 ATM カ)マツホリフ
13	06-08-30	手数料	*110
14			
15	06-09-30	送金	*21,000 ATM カ)マツホリフ
16	06-09-30	手数料	*110

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

58-2

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED]

車種	軽自動車、その他	車番		色	グレー
----	----------	----	--	---	-----

契約条項	駐車料	月額	7,000 円	(内消費税)	636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円	(内消費税)	1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)		

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
 なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
 *弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員
	担当者	携帯	[REDACTED]

(甲) 住所

氏名

(乙)

所在地

〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2

株式会社 松堀不動産

会社名

横川雅也事務所
 県政調査室

電話番号

TEL (0493)77-5050
 FAX (0493)77-1000

書類送付先

〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

整理番号

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="31"/> 日 8月30日・9月30日
支出額	$87,593 \times 3ヶ月 = 262,779$ $262,779 \times \frac{9}{10} = 236,502$ 百万 千 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため)
使途	家賃・共益費・馬車場料金(7月8月9月分)
支出先	(有)村田管理サービス

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団





更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構造・規模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	59.95 m ²	
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024年3月19日 から	2 年 - 月間	
終期	2026年3月18日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円・税率 10%)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
駐車料		5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヶ月分(消費税別)を支払うこととする。		

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
 また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
 本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
 有限会社村田管理サービス
 氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室
 氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所 _____
 氏名 _____ 電話番号 ()
 極度額 _____ 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 190 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷	事務所所在地
商号 株式会社 グッドステ	商号
代表者等 益子 賢治	代表者等
登録番号	登録番号 第 号
宅地建物取引士	宅地建物取引士

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

3
4

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(内部造
第14条

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(修繕)
第15条

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

3

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他重量物の搬入据付
- 四 看板および広告設備の設置
- 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとし、
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとし、
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理に必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一部)
第23条

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期間)
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(連帯保
第30条

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財務
第31条

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。
- 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議
第32条

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管轄
第33条

- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。
- 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

(特約
第34条

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が更新された場合も同様とします。

2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。

3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。

一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報

二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額

三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額

6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。

7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

一 財産および収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

整理番号			17
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">6</div> 年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">7</div> 月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</div> 日 </div> 、8月30日、9月30日
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">7</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> 円 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 100,000 × 0.9 = 90,000 × 3 = 270,000)</p>
使 途	8, 9, 10月分 事務所賃借料
支 出 先	株式会社 ヨコハウス

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 印

貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は上記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。

- (1) 賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
- (2) 本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
- (3) その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとし入れるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平成 元年 6月 1日

賃貸人(甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人(乙) 住 所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パズルビル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m ²

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

覚書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3年 12月 27日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 ~~さいたま市大宮区浅間町2-78~~
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

整理番号				(8)
------	--	--	--	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>6</td><td>年</td><td></td><td>7</td><td>月</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">8月30日、10月1日</td> </tr> </table>		6	年		7	月		3	1	日	8月30日、10月1日										支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円						3	2	4	0	0
	6	年		7	月		3	1	日																													
8月30日、10月1日																																						
百万		千		円																																		
				3	2	4	0	0																														

使 途	<p>8, 9, 10月分 駐車場賃借料</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3 = 32,400$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

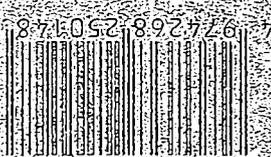
別紙明細

_____ [振込手数料]

=====

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



2 年 用

No.

領 収 証

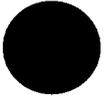
番 号

藤井 たけし 様

日 年 月 日
年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を貸貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2024年 8月分	2024年7月31日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	
2024年 9月分	2024年8月30日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	
2024年 10月分	2024年10月1日 受取りました ¥12000	領収 印鑑	

年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	

整理番号

			1	9
--	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支払う場合に作成。なお、定期的に定額を支払う場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td></td><td>6</td><td>年</td><td></td><td>7</td><td>月</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>日</td> </tr> </table> 、8月30日、9月30日		6	年		7	月		3	1	日
	6	年		7	月		3	1	日		
支出額	百万 千 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td></td><td></td><td>4</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 15,000 × 0.9 = 13,500 × 3 = 40,500)			4	0	5	0	0			
		4	0	5	0	0					
使途	8, 9, 10月分 駐車場賃借料										
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>										

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[Redacted]	印鑑	●
	氏名			
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	●
	氏名	藤井 健太		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町2-73 ⁻¹					
2	駐車場区画	[Redacted]					
3	車両	車名	登録番号	特約	登録車両以外無断駐車厳禁		
4	賃料	一カ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月前納	特約	2カ月分滞納のときは無催告解除
5	期間	自	年 月 日	満	年間	特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし					
7	権利譲渡禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特約	違反のときは無催告解除	
8	解約	賃貸人	カ月前予告	解約可能			
		賃借人	/ カ月前予告				
9	保証金	金	0 円也	契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還			
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。					

複製禁ず

日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号 728

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 7 月 31 日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8188</td> </tr> </table>	百万	千	円	2	9	8188
百万	千	円							
2	9	8188							

使 途	<p>7=事務所費(事務所賃借料) $33/320 \times 90\% = 298.188$</p> <p>R6.8月~10月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

別紙 角

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(後番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 728 - A

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38162	06-07-31	14:18
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨 C 認証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人 三井住友銀行
春日部支店
普通 7128326
か) カスカベ`ツツ`ユウタクキョウト`ウハ様
ご依頼人 ソラト`キヒト`セイムカット`ウツ`ムツヨ様

電話番号 048-795-7140
取扱番号 300997
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40001	06-09-27	16:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨 生体認証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人 三井住友銀行
春日部支店
普通 7128326
か) カスカベ`ツツ`ユウタクキョウト`ウハ様
ご依頼人 ソラト`キヒト`様

電話番号 048-795-7140
取扱番号 500006
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
33941	06-08-30	09:11
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨 C 認証
万円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人 三井住友銀行
春日部支店
普通 7128326
か) カスカベ`ツツ`ユウタクキョウト`ウハ様
ご依頼人 ソラト`キヒト`セイムカット`ウツ`ムツヨ様

電話番号 048-795-7140
取扱番号 300142
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101			区画番号()
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4			
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4			
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸			
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月	
面 積	49㎡				
附 属 施 設	1階事務所前面 1台駐車場				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年 12月 15日 から 2025年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 再契約の為該当せず

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・共益費	なし
家 財 保 険 料	借主様のご判断でご加入ください。		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (株)春日部市住宅共同販売センター	
所在地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	金、4,000,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

<p>1、乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。</p> <p>2、本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。</p> <p>3、敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。</p>

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

天⁵年/2月23日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	白 工 幸 仁	TEL 048-795-7140
	住所	〒344-0033 春日部市備後西3丁目4番13号	
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	
極度額 金、4,000,000円			

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県春日部市粕壁5670-2 048-754-8088	主たる事 務所 所在地・TE	
	商号又は名称	株式会社 春日部市住宅共同販売センタ 石 塚 薫	商号又は 名称	Ⓜ
	代表者の氏名	[Redacted]	代表者の 氏名	
	免許証番号	埼玉県 知事 (13)第6797号	免許証番 号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和4年 5月27日	免許年月	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted]	氏	Ⓜ
	登録番号	[Redacted]	登録番	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	主たる事務所に同じ		業務に従事す 事務所 名 事務所所 在 地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号			1	3
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>6</td><td>年</td><td></td><td>7</td><td>月</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>日</td> </tr> </table> 及び8月27日,9月27日		6	年		7	月		3	1	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>5</td><td>6</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万		千		円		3	1	3	0	5	6
	6	年		7	月		3	1	日																
百万		千		円																					
	3	1	3	0	5	6																			

使 途	事務所賃貸料 令和6年7,8,9月分 $390000 \times 0.8 + 1,320 \times 0.80 = 313,056$
-----	---

領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団	
家賃 振込手数料			
7月分	130000 円 × 0.8 + 440 円 × 0.8 =	104352 円	7月31日 振込
8月分	130000 円 × 0.8 + 440 円 × 0.8 =	104352 円	8月27日 振込
9月分	130000 円 × 0.8 + 440 円 × 0.8 =	104352 円	9月27日 振込
合計		313056 円	

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

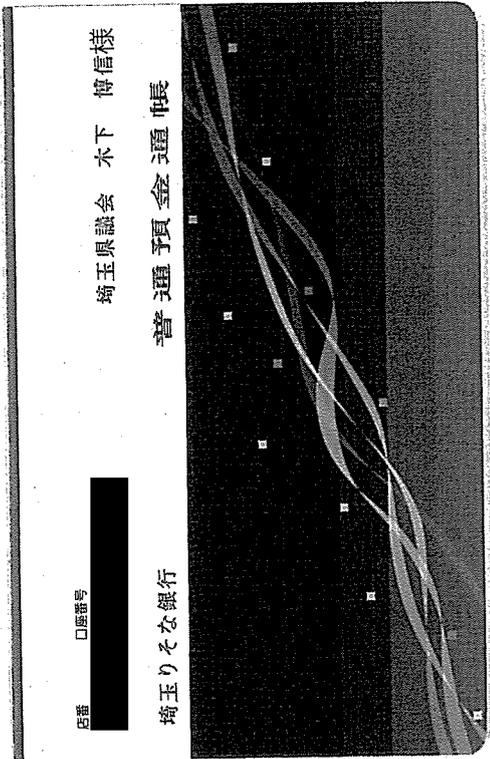
埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領 収 書 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団



年 - 月 - 日	摘 要	お支払金額	お預り金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15	06-07-31 .送金	*130,000	
16	06-07-31 .手数料	*440	
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24	06-08-27 .送金	*130,000	

年 - 月 - 日	摘 要	お支払金額	お預り金額
25	06-08-27 .手数料	*440	
26			
27			
28			
29			
30	06-09-27 .送金	*130,000	
31	06-09-27 .手数料	*440	
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙)

木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名称		[] 家建物を事務所として賃貸借			
	所在地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号			
	建て方	一戸建	構造	木造		工事完了年
				二階建て		平成12年完了 以後大規模修繕等なし
		間取り	1階 2LDK	2階 3K納戸付		
		面積	135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)		
住戸部分	設備等	トイレ	有り	特記事項なし		
		浴室	有り			
		洗面台	有り			
洗濯機	有り					
給湯設備	有り					
ガスコンロ	有り					
冷暖房設備	有り					
備え付け照明設備	有り					
鍵	3個					
		使用可能電気容量	50 アンペア			
		ガス	都市ガスあり			
		上下水道	公共上下水道・浄化槽あり			
付属施設	駐車場		含む			
	バイク置場		含む			
	自転車置場		含む			
	物置		含む			
	庭		含む			

(2) 契約期間

始期	平成29年4月22日から	2年間
終期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷金	なし	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

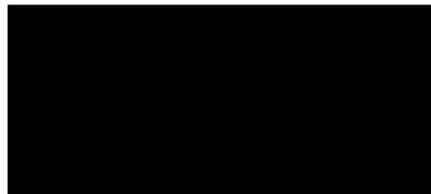
第11条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名



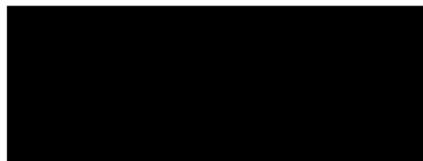
(乙) 住 所
氏 名



木下博信



(丙) 住 所
氏 名



整理番号			1	9
------	--	--	---	---

ちようふ、
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>6</td><td>年</td><td></td><td>7</td><td>月</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">及9月2日,9月30日</td> </tr> </table>		6	年		7	月		3	1	日	及9月2日,9月30日										支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>9</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td> </tr> </table>	百万			千		円				2	9	0	4	0
	6	年		7	月		3	1	日																												
及9月2日,9月30日																																					
百万			千		円																																
			2	9	0	4	0																														

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所セコム使用料 令和6年7,8,9月分 $36,300 \times 0.80 = 29,040$
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

セコム株式会社

7月分 12100 円 × 0.8 ≙ 9680 円

8月分 12100 円 × 0.8 ≙ 9680 円

9月分 12100 円 × 0.8 ≙ 9680 円

合計 29040 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

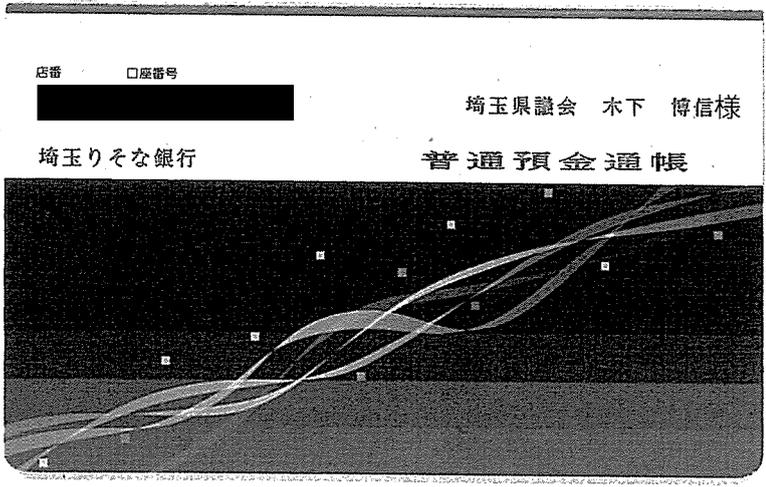
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

119 - 7

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団



13			
14	06-07-31 .振替	*12,100	エコム.カ
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
25			
26			
27			
28			
29			
30	06-09-02 .振替	*12,100	エコム.カ
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40	06-09-30 .振替	*12,100	エコム.カ
41			
42			

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>（該当する経費の番号を○で囲む）</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 7：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日
支出額	<p style="text-align: right;">千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> <input type="text" value="4"/><input type="text" value="7"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="2"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="8"/> </div> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>（按分した場合の積算方法 529,221 × 0.9 = 476,298</p>
使途	事務所賃料・駐車場8月～10月分
支出先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

19-2

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5			
		(登記簿)			
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
面 積	2階の一部 約50.89㎡				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料 3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヶ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	

駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	XXXXXXXXXX

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限： 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	XXXXXXXXXX	

頭書(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	XXXXXXXXXX
	住所	XXXXXXXXXX

管理者	商号又は名称	XXXXXXXXXX
所在地	XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

整理番号 75

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	△ 6年 8月 5日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">346</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	346
百万	千	円							
	5	346							

使 途 廃棄物処理代

$5.940 \times 0.9 = 5.346$

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: 0.8em;">毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。</p> <p style="text-align: right;">埼玉りそな銀行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td></td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38052</td> <td>06-08-05</td> <td>15:50</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥5,500</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認証</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お振込明細またはご案内</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td colspan="2"> 埼玉縣信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032 1) サツ マツヨクテソ様 </td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td colspan="2"> カネコウタセイムカットウツムソ様 電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 500007 </td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.7em;">*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→</p>	取引銀行	取引店	口座番号	0017		*****	取扱店	お取引日	時刻	38052	06-08-05	15:50	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥5,500	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認証			お振込明細またはご案内			お受取人	埼玉縣信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032 1) サツ マツヨクテソ様		ご依頼人	カネコウタセイムカットウツムソ様 電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 500007		<p style="text-align: center;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="font-size: 1.5em;">廃棄物処理代 7月</p> <p style="font-size: 1.5em;">(可燃・不燃・汚・資源等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">別紙明細</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>440円</u> [振込手数料]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> ないこと。 足りない場合は、別紙を使用すること。 (番)を付すこと。 </div>
取引銀行	取引店	口座番号																																			
0017		*****																																			
取扱店	お取引日	時刻																																			
38052	06-08-05	15:50																																			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																			
振込	¥5,500	¥440																																			
お取引後の残高(円)		おつり																																			

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認証																																					
お振込明細またはご案内																																					
お受取人	埼玉縣信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032 1) サツ マツヨクテソ様																																				
ご依頼人	カネコウタセイムカットウツムソ様 電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 500007																																				

※領収書等には、①年月日、②金額、③戻金(たし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

請求書

2024年 8月 1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原
有限会社 笹島商店
埼玉県鴻巣市雷電1丁目3番15号
電話 048(541)0637
電話 0493(54)5977
FAX 048(541)8876

下記のとおり 申し上げます

税込合計金額 ¥5,500 税率 10% 消費税額 500

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)				摘要
7/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00			500	000	
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店							
	合計					500	000	

整理番号 77

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	^{令和} 6 年 8 月 6 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">336</td> </tr> </table>	百万	千	円					6	336
百万	千	円										
	6	336										

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p style="font-size: large;">事務所用冷蔵庫リサイクル料金</p> <p style="text-align: right;">$7.040 \times 0.9 = 6.336$</p>
----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: large;">別紙</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="font-size: large;">事務所用冷蔵庫リサイクル料金</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">別紙明細</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">[振込手数料]</p> <hr style="width: 100px; margin: 0 auto;"/> <hr style="width: 100px; margin: 0 auto;"/>
--	--

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

77-1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買い上げ明細

2024年 8月 6日(火) 15時22分

(1112002056677)

-<明細>-			
1	リサイクル冷蔵庫		直収
	-----*		
	2510467813566 リサイクル冷蔵庫3400	10%	
	1点		¥3,740

2	リサイクル収集運搬料金		直収
	-----*		
	2510467937675 シュワウパツコウ 3000	10%	
	1点		¥3,300

		2点/合計	¥7,040
税率別内訳 /	課税対象額	10%	¥7,040
		(内消費税額)	¥640)

[0111112-011008086-23029430020008580]

領収証

2024年 8月 6日(火) 15時22分

金子ゆう太県政調査事務所 様

金額 ¥7,040

		(内消費税等)	¥640)
税率別内訳 /	課税対象額	10%	¥7,040
		(内消費税額)	¥640)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

-<決済内訳>-			
現金			¥7,040
		(内消費税等)	¥640)

現金お預かり			¥7,040

登録番号:16050001000897
株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ鴻巣店
電話番号 048-595-2778
販売担当者008086



整理番号 48

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>(3) 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 (7) 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 (10) 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>6年 8月 6日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">100</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		100	00
百万	千	円							
	100	00							
<p>使 途</p>		<p style="font-size: 1.2em; text-align: center;">来客用駐車代</p>							

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

ご利用ありがとうございました
またのお越しを
お待ちしております
お待ちしております

駐 車 証

本券を車外から確認できるよう
タッチボード上に提示ください

08月07日
13時36分 まで有効

領 収 証

車室001	No. 31294-01_015533
入庫日時	2024年08月06日 13時36分
精算日時	2024年08月06日 13時36分
駐車時間	24時間00分
登録番号	T7010001143740
駐車料金(月土)	1,000円
税金計	1,000円
消費税10%(内税)	1,000円
投入金額	0円
釣銭額	0円

発行駐車場
浦和常盤2丁目パーキング

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号				
	1	4	6	

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06年08月06日	支出額	百万 千 円 1920
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃借物件管理費 $2,400 \times 0.8 = 1,920$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	---

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

ゴールドハイツ葎管理組合

口座振替のお知らせ

1/1

締日 2024年6月30日 お問合せNo. [Redacted]

発行日 2024年7月25日

項目	金額
前月繰越金	2,400
請求額	合計 2,400円

貴葎の管理葎等について、次のとおりご案内申し上げます。下記金額を、ご指定の口座よりお振替させていただきます。前日までに口座にご用意をお願いいたします。

お振込先	金額	円
金融機関名 支店名 種目・口座 口座名義		
金額		
金融機関名 支店名 種目・口座 口座名義		
金額		

お引落口座	金額	お引落日
金融機関名 埼玉りそな銀行 支店名 [Redacted] 支店 種目・口座 普通 [Redacted] **** 口座名義 ホヤ タケン セイムカツウジムヨ	2,400円	2024年8月6日

変動葎明細	前月繰越金	今回繰上り	今回繰下り	前月繰下り	今回繰上り	今回繰下り	金額

146-2

整理番号 0061

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">06</div> 年 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">08</div> 月 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">07</div> 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	5	4	000
百万	千	円							
5	4	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃料 7月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$60000 \times 0.9 = 54,000$</p>
-----	------------------	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

●お取引金額をお確かめください。
●お取引後残高欄の金額は印がある場合はお借入残高を表わします。

お 取 扱 日	取 扱 店 番 号	取 扱 番 号
6-08-07	092 42 0202	
金融機関コード	口座番号	***
万円	千円	円
5	2	100円 50円 10円 5円 1円

お取引内容	お取引金額
お引き出し	¥60,000
取扱時間	受付番号
11:06	0011

振込手数料 ¥0 手数料 ¥0

埼玉縣信用金庫
小川支店
普通預金 6203661
ユ) ハシモシ ムシヨ 様

ご依頼人 電話 0493-81-4896
コクホ ケンイチセイムカット ウシ ムシヨ 様

埼玉縣信用金庫

「さいしん」からのご案内 裏面をご覧ください

③ 事務所賃料

⑤ 埼玉縣議会自由民主党議員団

いこと。
りない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。?

し、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階		
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1		
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	28.80 m ²	約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和6年6月1日から	3 年 月間	
終期	令和9年5月31日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	(内消費税等	円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等	円・税率 10 %)
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	なし			
		円		円
礼金		円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末日までに支払う		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者		持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。		

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。-以下余白-

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 6 年 6 月 10 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 [Redacted]

氏名 小久保 憲一 番号 0493 (81) 4896

連帯保証人 住所

氏名 電話番号 ()

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (6) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚1185-5	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	ⓑ
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	ⓑ

整理番号 0026

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>06年 08月 16日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	4	13	5000
百万	千	円							
4	13	5000							
<p>使 途</p>	<p>政務活動事務所 家賃 9/17分</p>								

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ であるため

$$150000 \times 0.9 = 135000$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

SBI 新生銀行

0036-2

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2024/08/16
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

[閉じる](#)

0036-3

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38	m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間
終期	2026年7月11日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円・税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円・税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引					
		円			円
礼金		0 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う			
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名	埼玉りそな銀行	支店	口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

0036-4

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	・	<input type="checkbox"/>	円

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
 ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市市場新町14-2

株式会社秀拓
氏名 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]

須賀 邦夫 氏名 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 貸主 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 8359 号
 事務所所在地 埼玉県川越市市場新町
 商号 株式会社 秀拓
 代表者等 米原 恭淳
 登録番号 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 号
 事務所所在地
 商号
 代表者等
 登録番号 第 号
 宅地建物取引士

整理番号 223

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 8 月 20 日
支出額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 百万 千 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 176000円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法 $220000 \times 0.8 = 176000$)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所家賃と12(8月分)</p>
支 出 先	<div style="width: 100px; height: 20px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号 00

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	06 年 08 月 21 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4636</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	7	4636
百万	千	円							
1	7	4636							

使途	<p>政務活動事務所家賃、共益費、駐車場代</p> <p style="text-align: right;">$194040 \times \frac{9}{10} = 174636$</p>
----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのつえ、**埼玉りそな銀行** (RESONA)
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48305	06-08-21	12:23
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥193,600	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認証
(1万円) 万円	(5千円) 千円	(1千円) 千円

お振込明細またはご案内

お受取人
ミツビツユー・イツ・エイ
オオクラヤマ
普通 0646625
セイワツヨウコウ(カ様)
登録番号 0005
ヒカツヤマトオルセイムカツトウツムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 300038

印紙税申告納付済
付印済
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、④発行者、⑤宛名が記載され

※領収書等には、①年月日、④発行者、⑤宛名が記載され
※按分した場合は、積算方法を宗日に記載すること。

7月分

[振込手数料]

使用すること。

されたか分かるような記載) (と)。

事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

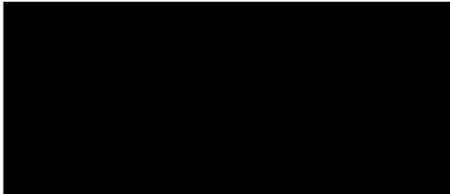
令和6年3月1日～令和11年2月28日

特約事項

- 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 24 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北野 敦	 東山 徹
	連帯保証人・丙
印	

媒介業者		
[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号	[免許証番号] 埼玉県知事（5）第 19372 号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日	[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産株式会社	[商号又は名称] 株式会社ハ	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役	[代表者の氏名] 代表取締役	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

[普通] 建物賃貸借契約約款 (事業用)

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (賃料および共益費等の支払い)

- 乙は、(B)の賃料、共益費、駐車場賃料、その他料金(以下、「賃料等」といいます。)を(B)に記載された甲が指定する支払方法(別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法)にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数=日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金(以下、「礼金等」といいます。)を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求められないものとします。

第5条 (敷金・保証金)

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金(以下、「敷金等」といいます。)を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合、乙は甲より正当の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当を請求することができません。
- 甲は、本物件の明渡し確認後、乙が差し入れた敷金等から未払い賃料等その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を速やかに乙に返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用(振込手数料等)は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできません。

第6条 (駐車場等)

- 乙は、敷地内の駐車場等(バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。)を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間内に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
- 甲は、天変地変・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、一切その責を負いません。
- 乙は、故意または過失により本物件の施設または他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管場所使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。ただし、発行に伴い事務手数料等および郵送費用等実費は、乙が費用負担するものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条 (損害保険等の加入義務)

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する損害を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条 (付帯設備)

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

第9条 (乙の善管注意義務)

- 乙は、善良なる管理者の注意義務(以下、「善管注意義務」といいます。)をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた細則等がある場合、これを遵守します。
- 乙(来店者・来訪者等の関係者を含む)が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条 (届出または通知事項)

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期にわたり使用しないとき
 - 乙の商号、所在地、代表者、事業目的、主要株主等の重要な事項または、表面[押印欄]に記載した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併、事業譲渡、会社分割等を行うとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 連帯保証人(以下、「丙」といいます。)の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修理・修繕を要するとき

第11条 (禁止事項)

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更すること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊(民泊)させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改装、移転、看板その他の工作物の取付、改造、工作を伴う模様替え等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、発火、爆発、騒動、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物(魚等であつて明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。)を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込め詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物)等、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為をすること
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、これらの者を総して「反社会的勢力」といいます。)の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗暴等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不安感、不快感や迷惑を与えること
- 別途定められた細則等がある場合、これに違反すること

第12条 (修繕義務と費用負担義務)

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修理・修繕を行うものとします。ただし、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修理・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕義務を免れます。
 - 物件の建具類、ブラインド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 電球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
 - 本物件内の乙所有の造作、設備に対する修繕
 - バス・トイレ・流し台等の排水の水回りの水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた汚損の除去・補修、給水・排水栓(パッキン)の交換
 - (A)記載の鍵を紛失した場合の交換および新設置費用
 - その他、付帯設備等の軽微な補修
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したことにより、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければなりません。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物塵芥処理の費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条 (造作等)

- 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件に造作等を設置するとき
 - 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条 (賃料等の改定)

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条 (一部滅失等による賃料の減額等)

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

第16条 (契約の消滅)

天災、地震、その他甲の責めに帰すべき事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が取得、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第17条 (更新および更新料)

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は (B) の更新料、更新事務手数料を支払い、貸借期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする。
2. 本契約が更新 (前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。) された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B) の更新料を支払います。

第18条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の債権関係が損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
 - (2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
 - (3) 乙が銀行取引停止または手形、小切手の不渡処分を受けたとき
 - (4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続きの申し立てがあったとき
 - (5) 騒音、悪臭の発生その他公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平等等を阻害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約の各条項の定め反したとき、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができません。甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約第26条の表明保証に反する事実が判明したとき
 - (2) 本契約締結後に、自らまたは役員 (業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準する者) が反社会的勢力に該当したとき
 - (3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 第11条第9号から第16号までに掲げる行為を行ったとき
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
 - ① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
 - ② 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為

第19条 (解約の申入れ)

1. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、【標記】B-①に記載する予告期限までに、甲に対し書面にて申入れをします。この場合、申入れにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約は終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、甲入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申入れを、【標記】B-①に記載する予告期限までにに行わなかった場合、乙は【標記】B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申入れをし、乙が承諾した場合は、申入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約は終了します。ただし、甲からの解約申入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
 - (1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品等の取去、設置した造作・設備等の撤去
 - (2) 乙が本物件を変更した箇所および本物件に生じさせたすべての汚損、または損傷箇所の修復
 - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
 - (4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
 - (5) 【標記】Eに記載された鍵の返還
 - (6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残置した物品がある場合、甲は、乙がその所有権を放棄したものと見て、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議申立をせず、処分に必要な費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し移転料、立退料、損害賠償料その他名目の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の倍額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (立ち入り)

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることがあります。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、救急等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることがあります。その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第22条 (連帯保証人)

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新 (自動更新を含みます。) に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は【標記】Hに記載の極度額を限度として、甲または乙が本契約第10条の届出または通知できない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
2. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを免れることができません。
3. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったときは、甲は、乙に対し、新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めすることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。乙が他の連帯保証人を選任できなかったときは、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は本契約を解除できるものとします。
4. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
5. 丙が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べないものとします。
7. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に応じて合意解約する権限および、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙に委任します。
 - (1) 乙が賃料の支払を3ヶ月以上滞り、または度々遅延を繰り返し、甲が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず不払となり、2ヶ月以上経過したとき
 - (2) 乙が甲への届出をせずに所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

第24条 (家賃債務保証業者の提供する保証)

第22条第7項に基づき、【標記】Hに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続きを取るものとします。

第25条 (遅延損害金等)

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円 (別途消費税等) を甲に支払うものとします。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとし、
 - (1) 自らが反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属さないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条 (守秘義務および個人情報保護)

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (消費税等)

【標記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の信義を重んじ誠意をもって協議善処します。

以上

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 第 [] 号
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	壹ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹ヵ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

②乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

⑤契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

	〒222-0037
住 所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸 主(甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
住 所	[REDACTED]
借 主(乙)	
フリカマナ 氏 名	東山 徹
自宅TEL ([REDACTED])	勤務先TEL ([REDACTED])

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園2番13号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤 [REDACTED]

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園1番1 [REDACTED]

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖 [REDACTED]

TEL 04-2956-5500

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="22"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円						
百万	千	円										

使 途	<p>浄化槽清掃手数料</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">13,200 × 1/2 = 6,600</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証

小島 信昭 様

No. S- 03574

6 年 8 月 22 日

金額	¥ 13 200
----	----------

上記の金額正に領収いたしました
但し 浄化槽清掃手数料

登録番号 T3-0300-0101-8028

内消費税10%

安住環境整美株式会社

代表取締役 大

〒339-0022 埼玉県さいたま市... 1037
電話 (048) 798-1192

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	<input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="22"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">55</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		55	00
百万	千	円							
	55	00							

使 途	<p>浄化槽点検代 $11,000 \times \frac{1}{2} = 5,500$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証	
小島信昭 様	No. S- 03575
	6 年 8 月 22 日
金額	¥ 11,000
上記の金額正に領収いたしました、 但し 浄化槽清掃手数料 点検代 4回分	
登録番号 T3-0300-0101-8028	安住環境整美株式会社
内消費税10%	代表取締役 大澤 浩介 〒339-0022 埼玉県さいたま市岩槻区大字浦原1-37 電話 (048) 742-192

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 83

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text"/> 0 <input type="text"/> 6年 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 8月 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 2日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/>2<input type="text"/>0<input type="text"/>4<input type="text"/>2</td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 2 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 2
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 2 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 2							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2 5 5 2 × 0.8 = 2 0 4 2</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
兼領収書

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 06年 08月 22日 次回訪問日 10月 17日 C木 00999 8W

T6030002082557

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
*WH1H 吸塵・吸水マット1グレー SLA	2	2	1276	2	2552					
10%合計					2,552					
			内消費税		(232)					

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
	(10%) 2,552	232	2,552

伝票 NO.0001103816

受領サイン

担当者名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	110
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 08月 23日	支出額	百万 千 円 2 7 0 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	家賃 (9月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄	① 令和6年8月23日 ③ 家賃 (9月分)
⑤ 柿沼 貴志	

※ 領収書は、重ねて貼付
 ※ 領収書を貼るスペース
 (別紙にも整理番号を記載)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56509	06-08-23	09:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 千円 円		

お振込明細またはご案内

お受取人
 カキマタカツセイムカヅトウツムツヨ様

ご依頼人
 電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 230001

印紙税申告納
 付いた浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1~2階 号室区画番号(.東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 瓦鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡ (登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板、 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	111
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費	
9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費	

支出年月日	06年 08月 23日	支出額	百万 千 円 4 5 9 9
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代 (9月分) ① $¥5,110 \times 0.9 = ¥4,599$ 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

領収書等貼付欄

⑤ 柿沼 貴志

- ① 令和6年8月23日
- ③ 駐車場代 (9月分) ①

※ 領収書は、重ねて貼る
 ※ 領収書を貼るスペース (別紙にも整理)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56509	06-08-23	09:21
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (硬) (真)
万円	千円	円

お振込明細またはご案内	電信
お受取人	
カキマタカツセイムカイトウツムツヨ様	
ご依頼人	
電話番号	印紙税申告納付済
取扱番号 230001	税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

111-2

★ 契約期間は過ぎてしまいが
自動更新になってます。

駐車場使用契約書

貸主 (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)
動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	<u> </u>

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	<u> </u>
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台	
敷金	金 <u> </u> 円	
支払期限: 契約時一括支払い		
支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名: <u> </u>
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 振込	預金: <u> </u> 口座番号: <u> </u> 口座名義人: <u> </u> 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先: <u> </u>

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	<u> </u>
	住所	<u> </u>

管理業者	商号又は名称	<u> </u>
	所在地・TEL	<u> </u>
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 <u> </u> 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: <u> </u> ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	<u> </u> (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 <u> </u>) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約
第1条
物件
約)と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主 任 者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

(乙の
第6条

(契約
第7条
場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害か

※印は実印

整理番号	112
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 08月 23日	支出額	百万 千 円 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-------------	-----	---

使 途	駐車場代 (9月分) ② ¥10,000 × 0.9 = ¥9,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

領収書等貼付欄

⑤ 柿沼 貴志

- ① 令和6年8月23日
- ③ 駐車場代 (9月分) ②

※ 領収書は、重ねて貼
 ※ 領収書を貼るスペース
 (別紙にも整理番号)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。 RESONA 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	[]	*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56509	06-08-23	09:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(残)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 []

カキマタカツセイムカット ウツ ムツヨ様

ご依頼人

電話番号 []

取扱番号 230001

印紙税申告納
 料に付浦和
 税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

112-2

☆契約期間は
過ぎてしまおう
自動更新になって
います

駐車場使用契約書

貸主  と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新



田村昌之 (タムラマサユキ)

貸主 署名 

借主 署名 柿沼貴志 

整理番号 62

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 8 月 24 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">政務活動事務所 賃借料 9月分</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">55,000 × 0.9 = 49,500</p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法)</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56703	06-08-24	11:19	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			印紙税 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 電話

ご依頼人 子ハ" タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 240001

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

[振込手数料]

紙を使用すること。

※領収書等には、①年 _____ に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遼也



整理番号 80

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<p style="text-align: center;">令和</p> 6 年 8 月 26 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">104</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">96</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		104	96
百万	千	円							
	104	96							

使 途 建物資借料(事務所9月分家賃料、馬車場代)

$116,440 \times 0.9 = 104,796$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		**** * * * *
取扱店	お取引日	時刻
38052	06-08-26	09:44
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 印紙税申告納付につき浦和 もみち印紙税 税務署承認済
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	[REDACTED]	
ご依頼人	カネコウタセイムカット"ウツ"ムソコ様	
電話番号	[REDACTED]	
取扱番号	400055	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所9月分
家賃料 110,000円
馬車場代 6,000円

440円 [振込手数料]

ないこと。
足りない場合は、別紙を使用すること。
(を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務について賃貸保証委託契約を締結した。

頭書①) 賃貸借の目的物の表示等

名 称	大間事務所			1-2 階
所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3			
	(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3			
種 類	事務所	家屋番号	798番3	
構 造	軽量鉄骨造 / 2 階建			
面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ²
	バルコニー	m ² (約 坪)	(約	坪)
物件の所有者	(住所)			
	(氏名)			

頭書②) 賃 賃 借 条 件

使用目的	事務所			
賃 料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の 1 ヶ月分)	
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)		(金額) 220,000 円	
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)	札 金	(賃料の 1 ヶ月分)	
駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)		(総額) 0 円 (うち消費税) 0 円	
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円	
雑 費	月額 円(うち消費税 円)		(総額) 円 (うち消費税) 円	
保 険 料	総額 円(うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円	
保 証 料	円			
保 証 金	円(3.3m ² 当たり)	更 新 手 数 料	新賃料の 1 ヶ月分 (別途消費税)	
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後			
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)	・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		
	(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0 ヶ月 0 日間			
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。			
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所)		
	持参先	(氏名)		
	振込先		振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)	
	口座名義人		110,000 円	
	口座引落	委託会社名		
	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. [REDACTED]
所 在 地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

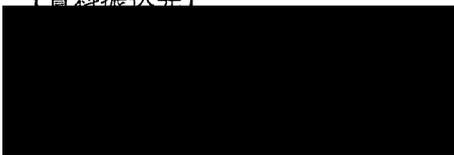
[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】

埼玉県鴻巣市糠田1363番地1
金子 裕太



整理番号

		6	1
--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr><td>6</td><td>年</td><td>8</td><td>月</td><td>2</td><td>7</td><td>日</td></tr> </table>	6	年	8	月	2	7	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 4 6</td> </tr> </table>	百万	千	円			3 4 6
6	年	8	月	2	7	日										
百万	千	円														
		3 4 6														

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	備品(レンタルマット) $385 \times 0.9 = 346.5$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	--

領収書等貼付欄

領収書

2024年08月27日 13:44 No.2314836

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日時: 20110826
FAX:03-3857-1233
順番: 021-00
設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット 灰UNHS
1 @350 ¥350

税抜金額: ¥350
消費税10%: ¥35
税込金額: ¥385

備考:
*お知らせ「夏休み」の為、配達曜日が多少変更になりますので、宜しくお願致します。

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379
TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105



営業担当: XXXXXXXXXX
配達担当: XXXXXXXXXX
URL: <http://www.clean-more.nc.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			68
------	--	--	----

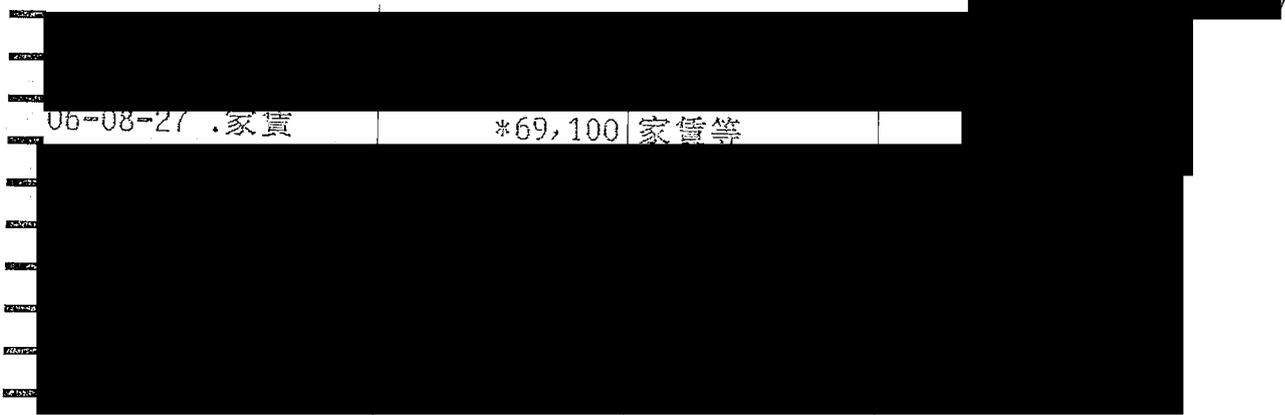
政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">27</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>	6	年	8	月	27	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">百万</td> <td style="font-size: 8px;">千</td> <td style="font-size: 8px;">円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	6	1	2	0	0	百万	千	円		
6	年	8	月	27	日														
6	1	2	0	0															
百万	千	円																	

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和6年9月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$68.000 \times 0.9 = 61.200$</p>
----	-----------------------------------	---

領収書等貼付欄	<p>逢澤至一郎</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>* $69.100 - \blacksquare = 68.000$</p>
---------	--------------	---



06-08-27 家賃 *69,100 家賃等

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 6.8.27. カ) タイパハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

貸貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約 (2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます) の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を貸貸人に、更新事務手数料を貸貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における貸貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途貸貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 12 日

貸貸人 住所 []
氏名 []

貸貸人 住所 -----
氏名 ----- (印)

賃借人 住所 []
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []
氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

更新契約書（駐車場）

貸貸人 [Redacted] と、借借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [Redacted]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、借借人は、以下記載の更新料を貸貸人に、更新事務手数料を貸貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 columns: Item (更新料, 更新事務手数料) and Amount (5,000円, 0円) with descriptions.

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

Table with 2 columns: Item (駐車場使用料) and Amount (5,000円).

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における借借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における貸貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途貸貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 5 columns: Item (敷金), ①原契約終了時の残存金額, ②更新時の返還金額, ③更新時の追加交付金額, ④更新時の合計預り金額.

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 借借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月12日

貸貸人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

貸貸人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

借借人 住所 [Redacted] 氏名 逢澤 圭一郎 自宅電話番号 [Redacted] 携帯電話番号 [Redacted] 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 続柄 [Redacted] 自宅電話番号 [Redacted] 携帯電話番号 [Redacted] 勤務先名称 [Redacted] 勤務先電話番号 [Redacted]

<本件自動車> 車種 軽自動車・小型自動車・普通自動車 登録番号 [Redacted] メーカー名 ホンダ 車名 ステップワゴン 色 白

<賃借住宅> 名称 加藤コーポラス 部屋番号 101

株式会社オリコフオレントインシュア

株式会社タイセイ・ハウジ 埼玉県川口市栄町3-8

川口営業所 048-498-6161

タイセイ・リビングクラブ加入書 (会員化施策用)

お申込プラン	■ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

同居家族	
フリガナ	
氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジー
川口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別	
----	---

申込区分	□プラン変更 変更開始月 (年 月)	□記載内容変更 変更日 (年 月 日)
------	----------------------------	-----------------------------

整理番号

		8	8
--	--	---	---

 -1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経 費 区 分</p> <p style="font-size: small;">(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td></tr> </table> 日	0	6	0	8	2	7												
0	6																		
0	8																		
2	7																		
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">千</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>	百万	千										6	4	0	0	0	0	円
百万	千																		
				6	4	0	0	0	0	円									
使 途	9月分事務所賃借料																		
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>																		

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 NO3号室
所在地（住居表示）	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造通船メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水道メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分） 電気湯沸かし器 1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月11日	から	3	年	0	月	間
終期	令和7年6月30日	まで					

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主にに対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月27日までに支払う ☑ 振込 □
支払先	振込手数料負担者 借主 持参先

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

88 - 2

(5) 貸主

貸主 氏名	■■■■■■■■■■	電話	■■■■■■■■■■
住所	■■■■■■■■■■		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者 住所 氏名	■■■■■■■■■■		
--------------	------------	--	--

(6) 連帯保証の極度額	円
--------------	---

(7) 家賃債務保証業者	商号または名称	電話
家賃債務保証業者	所在地	
家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号	

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 有・ 無
更新料の金額 新賃料の ヶ月分・ 円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約条項

- 1.本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取り掛かります。クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くことがあります。
- 2.既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとし貸主は行いません。
- 3.不動産賃貸借契約条項のうち、第5条（共益費）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証義務を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署（印）名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主（住所）	■■■■■■■■■■
（氏名）	■■■■■■■■■■（電話番号）

借主（住所）	■■■■■■■■■■
（氏名）	中野 敦 慎一（電話番号）

連帯保証人（住所）	■■■■■■■■■■
（氏名）	■■■■■■■■■■（電話番号）

（極度額） 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

（この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を添えています）

整理番号 8 9

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 6 年 0 8 月 2 7 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>9月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38041	06-08-27	15:32	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
お振込明細またはご案内			電話

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0005

サイタマゲソキ"カイキ"イソ ナカヤツキ ヲ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 600002

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、○○)④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、赤字に補記すること。)

※印紙税を納付しない場合は*印で消しております。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 301

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>6年8月28日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>9900</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
<p>使 途</p>	<p>事務所ガードシステム費(9月分)</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">$11,000 \times 0.9 = 9,900$</p>		

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙明細</div>	
<p>_____ [振込手数料]</p>	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

領 収 書 貼 付 欄

※ 警 理 簿 号 には、校 番 を 記 入 す る こ と。

埼 玉 県 議 会 自 由 民 主 党 議 員 団

ご 案 内

小 川 た だ し 事 務 所 小 川 直 志 御 中

毎 度 あ り が と う ご ざ い ま す。
以 下 の 通 り ご 請 求 申 し 上 げ ま す。 つ き ま し て は ご 指 定 口 座 以 上 の 振 替 申 し 上 げ ま す。 つ き ま し て は 振 替 期 日 ま で に 口 座 残 高 の ご 確 認 を お 願 い 申 し 上 げ ま す。

お 振 替 日 2024 年 08 月 28 日

登 録 番 号 T3010401016070

請 求 書 番 号 : 20240705006255

1 / 1

請 求 書 作 成 年 月 日 2024 年 07 月 05 日

〒 359-0037 埼 玉 県 所 沢 市 く す の き 台 1 丁 第 二 ビ ル 7 階

綜 合 警 備 保 障 株 式 有 限 公 司
埼 玉 西 支 社



件名・品名／備考	数量	単位	単 価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)	
001 2024/09月度A.L.S.O.Kカードシステム料金 小川 た だ し 事 務 所				10,000	10%		
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000	
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)				今回ご請求金額	10,000	1,000	11,000

前回ご請求額	ご入金額	今回ご請求額	ご請求額合計
*****	*****	*****	*****

整理番号 301 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

店番 XXXXXXXXXX □座番号 XXXXXXXXXX

小川直志 政務活動事務所様

埼玉りそな銀行 普通預金通帳

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
[Redacted]				
06-07-29	振替	*11,000	RKS(リソナ)	0
[Redacted]				
[Redacted]				
06-08-28	振替	*11,000	RKS(リソナ)	0
[Redacted]				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

5

整理番号

		7	
--	--	---	--

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td></tr> </table> 日		6		8		2	9	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">百万</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="font-size: 8px;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">106900</td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>											百万									円	106900									
	6																																							
	8																																							
	2	9																																						
百万									円																															
106900																																								

使途	事務所修繕費用代
----	----------

領収書等貼付欄

領収証

No. R00128

2024年 8月 29日

Tel:

Fax:

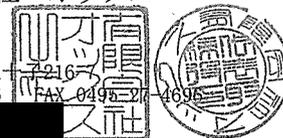
埼玉県議会議員 飯塚俊彦 様
お客様番号

合計金額 ¥106,900
内消費税10% ¥10,690

上記の通り正に領収致しました。

OX 株式会社 オックス

〒367-0025
埼玉県本庄市西五丁目216-7
TEL. 0495-27-4686 FAX 0495-27-4695
担当者: XXXXXXXXXX

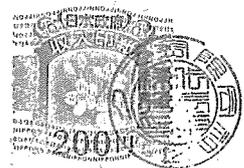


備考: 県政調査事務所 配管配電盤修繕

内 訳	金 額
現金	106,900
小切手	
振込	
手形	
相殺	
振込手数料	
その他	
合 計	106,900

手形期日:	
手形No.:	
摘要:	

--	--



ご請求書

飯塚俊彦 殿

2024年8月28日

ご納品後2週間以内を目途にお振込みお願い申し上げます。

群馬銀行:本庄南支店(370) 普通口座 口座番号:0465139

口座名義:有限会社オックス 代表取締役 森田 九州男 (モリタ クスオ)

登録番号 T3-0300-0208-1479

OX
corporation

SAION
SOUND MUSIC SERVICE

(有)オックス 咲玉音響サービス

埼玉県本庄市西五十子216-7

TEL 0495-27-4686

FAX 0495-27-4696

E-Mail info@saion-music.jp

エアコンドレン配管 固定部品交換代金

代表取締役 森田九州男

税込合計金額 **¥106,900**

代表	担当
	

	適用	品番	税込価格	税抜価格	数量	金額	備考
1	電気工事	エアコン ドレン修理 現地調査	11,000	10,000	1	10,000	破損箇所 9ヶ所
2		取り付け部材代金	25,000	22,727	1	22,727	材料費
3		取り付け工賃	66,000	60,000	1	60,000	作業工賃
4		廃棄品処分代	5,611	5,101	1	5,101	
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計 (税無)					4	¥97,828	
消費税(10%)						¥9,072	
総計 (税込)						¥106,900	

備考:

エアコンドレン配管 固定部品交換代金

整理番号 302

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 8 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1896</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	2	1896
百万	千	円							
1	2	1896							

使 途	<p style="font-size: large;">事務所賃借(9月分)</p> <p style="font-size: large; text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$</p>
-----	---

<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙明細</div>	
<p>_____ [振込手数料]</p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地	登録番号	●
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名	●
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-2 ファイブエースコート株式会社 代表取締役 伊東 謙介 TEL049-288-1101	業務に従事する 事務所の所在地 番号・名称 取引態様	埼玉県坂戸市八幡2-2 ファイブエースコート株式会社 TEL049-288-1101	課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取店舗	年月 1998年2月
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主氏名	住所: ●
管理の委託先	ファイブエースコート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有名義人	氏名	住所	●
甲区 所有者にかかる権利に関する事項	無	乙区 所有権以外の権利に関する事項	有
抵当権	無		

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業回	049-(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	台無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水垢)	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	有(残置物扱い)		

※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(●)・有:該当する法令名を○で囲むこと

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業市街地の整備に関する法律 ④農地法
- ⑤当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑥当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑦当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

- 8. アスベストの調査に関して(やっていない)
- 9. 耐震診断について
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 (該当しない) 耐震診断の有無 (無)
- 10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)
11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減、経済情勢の変動、近隣賃料との不当など)
敷金等の精算に関する事項(有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放置、借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ベント不可・楽器不可
12. 損害賠償額に関する事項	
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します	
②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない	

13. 契約の解除に関する事項

- (1)借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
- (2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り借主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 無し
16. 金銭貸借の有無	無
17. 供託所等に 関する説明	保証協会の名称・所在地 (公)不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-80 所属地方事務所所在地 (公)不動産保証協会埼玉県本部 埼玉県さいたま市西瀬1-11-89 弁済業務保証金の供給所 東京都千代田区大手町1-3-8
18. 備考	

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うこととなります。

令和4年2月12日

住所 ●
氏名 小川直志

整理番号

302 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団



5

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
06-07-29	振替	*11,000	RKS(ソウコウケイ)	
06-08-28	振替	*11,000	RKS(ソウコウケイ)	

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

5

整理番号 302 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 AIZOHMA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
39841	06-08-30	09:50
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
サイタマケソツソキン
サカト
普通 8289798
ファイニイステート(カ様
登録番号 0005

ご依頼人
オカワタダツ セイムカットウツムソヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400054

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 304

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 8 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">駐車場賃借(3台分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18,000 × 0.9 = 16,200</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証 No. _____

小川 正 事務所様 2024年 8月 30日

★ 18,000 -

但 9月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



※領収書記載、な記

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借		
土地の表示	所 在 地	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保 証 金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

平成 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 2